



2023年12月15日

各 位

会 社 名 株式会社 サンリオ  
代表者名の 代表取締役 辻 朋 邦  
役 職 氏 名 社 長  
(コード番号 8136 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 専務取締役 岸村 治良  
電 話 番 号 03 (3779) 8058

### タックスヘイブン対策税制に基づく更正処分に対する取消訴訟の提起について

当社は、2022年8月2日に開示しましたとおり、2022年7月29日、東京国税局より当社に対する2017年3月期から2021年3月期の5事業年度についての更正通知を受領いたしました。更正所得額は、約42億円で、追徴税額は地方税等を含めて約13億円であります。

(なお、これについては、2023年3月期において、「過年度法人税等」として費用処理しております。)

当社が受領した更正通知によれば、当局は、当社の香港子会社及び台湾子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外基準（平成29年度税制改正前）ないし経済活動基準（平成29年度税制改正後）を満たしておらず、合算課税されるべきとの判断により課税処分を行いました。

しかしながら、当社の香港子会社及び台湾子会社は、現地の消費者の嗜好を反映する当社のキャラクターのローカライズ（現地化）業務やキャラクタービジネスを展開するという積極的な経済合理性を有し、個々の現地顧客のニーズを反映させるためのカスタマイズ、企画提案及びサポートを行う独立した事業実態を備えております。そのため、当社は、上記各子会社が適用除外基準ないし経済活動基準を充足し、タックスヘイブン対策税制の適用を受けないものと判断した上で、適正に申告してまいりました。

当社は、この更正処分等（タックスヘイブン対策税制に係る部分）を不服として、2022年10月28日に、東京国税不服審判所に対し審査請求を行いました。当社の審査請求を棄却する旨の2023年10月3日付け裁決を受領いたしました。この棄却裁決の理由は承服できるものではないため、本日、東京地方裁判所に対し更正処分等の取消請求訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

今後、裁判において、当社の正当性を主張してまいります。

以 上